

あなたや家族の戸籍や住民票、 知らない間に誰かに取られても、平気ですか？

本人通知制度に登録すると、代理人や第三者へ住民票の写し等が交付されたとき、市役所からのお知らせを受け取ることができます。

本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利侵害を防止するために、代理人や第三者へ住民票の写し等の証明を交付したとき、その事実を事前登録した人へ通知する制度です。宍粟市では、平成26年4月1日から運用を開始しています。

対象の証明書は？

- 住民票の写し（除票を含む）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本・原戸籍（除籍を含む）
- 戸籍の附票の写し（除票を含む）

どんな人が登録できるの？

- 宍粟市の住民基本台帳に記載されている人または記録されていた人
- 宍粟市の戸籍簿・除籍簿に記載または記録されている人

(注意)

住民票の写し等の交付そのものを止めるものではありません。

住民票の写し等の交付の可否を事前登録者に通知する制度ではありません。

登録方法は裏面をご覧ください➡

1 事前登録申出 (登録は無料です)

- 通知を希望される人から申出を受け登録します。
- 市民生活部市民課市民係、各市民局まちづくり推進課市民係で登録できます。
- 市外にお住まいの人や病気等の事情で窓口にお越しいただけない方は、郵送での申出も可能ですので、お問い合わせください。

必要なもの	<ul style="list-style-type: none">■ 宍粟市本人通知制度事前登録申出書（窓口にあります。）■ 本人確認書類（官公庁が発行した免許証、マイナンバーカードなど）■ 代理人が申し出る場合は、委任状と委任者本人及び代理人の本人確認書類が必要です。
変更・廃止	婚姻や離婚などで登録内容（氏名・住所・本籍地など）に変更があった場合や、登録を廃止したい場合などは、必ず「宍粟市本人通知制度事前登録変更兼廃止申出書」を届出してください。 ※登録者が死亡、国外転出、居所不明により住民票が削除されたとき、通知の送付先が不明のときは、自動で廃止されます。

2 住民票の写し等の請求 (代理人または第三者)

3 代理人または第三者へ住民票の写し等の交付

4 交付事実を通知

代理人または第三者へ住民票の写し等を交付した場合は、事前登録者へ交付した事実を通知します。
(通知する内容)

- ①住民票の写し等を交付した年月日
- ②交付した住民票の写し等の種別及び通数
- ③住民票の写し等の交付を請求した者の種別
 - ・本人の代理人・本人以外（親族等）から委任を受けた代理人
 - ・第三者（個人または法人）・第三者（八士業）

ご注意

- ・ 交付請求者が、事前登録者本人の代理人である場合は、その代理人の氏名と住所を通知します。
- ・ 住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知しません。
- ・ 「八士業」とは、弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士をいいます。
- ・ 官公庁からの公用請求に対する通知はいたしません。
- ・ 通知内容については、電話での照会はお受けできません。
- ・ 通知された内容については、宍粟市個人情報保護条例第17条の規定により開示請求することができます。ご相談は下記までお問合せください。

お問い合わせ

TEL : 0790-63-3100 / FAX : 0790-63-2511

宍粟市役所 市民生活部 市民課 市民係 まで

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6